

標準都道府県議会会議規則と奈良県議会会議規則の対比表（第五章・第六章）

- ※赤字・・・奈良県議会会議規則が制定当初から標準会議規則と異なるもの
 青字・・・奈良県議会会議規則が制定当初は標準会議規則と同一であったが、標準会議規則の改正に合わせて改正していないもの
 緑字・・・標準会議規則には規定があるが、奈良県議会会議規則には制定当初から規定がないもの

標準都道府県議会会議規則	奈良県議会会議規則
第二章 議案及び動議(抜粋) (動議成立に必要な賛成者の数) 第十六条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に〇人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。	第二章 議案及び動議(抜粋) (動議成立に必要な賛成者数) 第十六条 動議は、法又はこの規則に特別の規定がある場合を除くほか、他に二人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。ただし、議事進行に関する動議については、この限りでない。
第五章 議事 (議題の宣告) 第三十五条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。	第五章 議事 (議題の宣告) 第三十一条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。
(一括議題) 第三十六条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。	(一括議題) 第三十二条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。
(議案等の朗読) 第三十七条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。	(議案等の朗読) 第三十三条 議長は、必要があると認めるときは、職員をして議題となった事件を朗読させる。
(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第三十八条 会議に付する事件は、第九十条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。 3 提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。	(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第三十四条 会議に付する事件は、第七十二条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。 3 提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
(付託事件を議題とする時期) 第三十九条 委員会に付託した事件は、第七十六条(委員会報告書)の規定による報告書の提出を待つて議題とする。	
(委員長及び少数意見の報告) 第四十条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告する。 2 第七十五条(少数意見の留保)第二項の規定による手続を行つた者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が二個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。 3 前二項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。 4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。	(委員会及び少数意見の報告) 第三十五条 委員会の審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者で第五十九条(少数意見の留保)第二項の手続を行つた者が少数意見を報ずる。 2 少数意見が二個以上あるときの報告順序は、議長が定める。 3 第一項の報告は、報告書を配付したとき(又は朗読したとき)は省略することができる。 4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。
(修正案の説明) 第四十一条 委員長の報告及び少数意見の報告が終わつたとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。	(修正案の説明) 第三十六条 委員長の報告及び少数意見の報告が終わつた後、議長は、修正案の説明をさせる。 2 委員会の付託を省略した事件に対する修正案の説明は、前項の説明が終わつた後とする。
(委員長報告等に対する質疑) 第四十二条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。	(委員長報告等に対する質疑) 第三十七条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また、同様とする。
(討論及び表決) 第四十三条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。	(討論及び表決) 第三十八条 議長は、前条の質疑が終わつたときは、討論に付し、その終結後表決に付する。
(議決事件の字句及び数字等の整理) 第四十四条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。	(議決事件の字句及び数字の整理) 第四十一条の二 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。
(委員会の審査又は調査期限) 第四十五条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。 2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。 3 前二項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第三十九条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。	(委員会の審査又は調査期限) 第三十九条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。 2 委員会は、前項の期限内に審査又は調査を終わることができないときは、期限の延長を議会に求めることができる。

標準都道府県議会会議規則	奈良県議会会議規則
<p>(委員会の中間報告) 第四十六条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。 <u>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。</u></p>	<p>(委員会の中間報告) 第四十条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。</p>
<p>(再審査のための付託) 第四十七条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。</p>	
<p>(議事の継続) 第四十八条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。</p>	<p>(議事の継続) 第四十一条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。</p>
<p>第六章 発言 (発言の許可等) 第四十九条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。</p>	<p>第六章 発言 (発言の許可等) 第四十二条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。 <u>2 前項の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自席の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。</u></p>
<p>(発言の通告等) 第五十条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わつた場合は、この限りでない。 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。 3 第一項ただし書の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。 4 発言の順序は、議長が定める。 5 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p>	
<p>(討論の方法) 第五十一条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。</p>	<p>(討論の方法) 第四十七条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。</p>
<p>(議長の発言討論) 第五十二条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p>	<p>(議長の発言と討論) 第四十八条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。</p>
<p>(発言内容の制限) 第五十三条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。 3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。</p>	<p>(発言内容の制限) 第四十三条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。</p>
<p>(発言時間の制限) 第五十五条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。 2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p>	<p>(発言時間の制限) 第四十五条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。</p>
<p>(議事進行に関する発言) 第五十六条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。 2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。</p>	
<p>(発言の継続) 第五十七条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>	<p>(発言の継続) 第四十六条 延会、中止又は休憩のため、発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</p>
<p>(質疑又は討論の終結) 第五十八条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。 2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。 3 賛否各二人以上の発言があつた後、又は甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。 4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p>	<p>(質疑又は討論の終結) 第四十九条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。 2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。 3 討論において、賛否各二人以上の発言があつた後、又甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。 4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。</p>
<p>(選挙及び表決時の発言制限) 第五十九条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p>	<p>(選挙及び表決時の発言制限) 第五十条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p>

標準都道府県議会会議規則	奈良県議会会議規則
<p>(一般質問) 第六十条 議員は、県(都道府)の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p>	<p>(一般質問) 第五十一条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。 2 質問者は、議長の定めた期間内に、質問の要旨を文書で議長に通告しなければならない。 3 質問の順位は、議長が定める。 4 通告したものが欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p>
<p>(緊急質問等) 第六十一条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、討論を用いない。 2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。</p>	<p>(緊急質問) 第五十二条 質問が緊急を要するとき、その他やむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず議長の許可を得て特に質問することができる。</p>
<p>(準用規定) 第六十二条 質問については、第五十四条(質疑の回数)及び第五十八条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。</p>	<p>(準用規定) 第五十三条 第四十九条(質疑又は討論の終結)の規定は、前二条の質問について準用する。</p>
<p>(発言の取消し又は訂正) 第六十三条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</p>	<p>(発言の取消し) 第五十四条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消すことができる。</p>
<p>第七章 委員会(抜粋) (少数意見の留保) 第七十五条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員一人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議場に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p>	<p>第七章 委員会(抜粋) (少数意見の留保) 第五十九条 委員は、委員会において、少数で廃棄された意見は、これを少数意見として留保することができる。2 前項の規定により、少数意見を留保した者は、その意見を議場に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告がなされるまでに、委員長を経て、議長に提出しなければならない。</p>
<p>(委員会報告書) 第七十六条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。</p>	